

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

238号

2023年3月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会



## NPO 法人東洋医療を考える会 治療ボランティア

日時 2023年4月27日 13時～15時

千駄ヶ谷社会教育会館 和室

一般社団法人鍼灸マッサージ師会との共同事業です。みなさまのご協力をお願いいたします。ご連絡は事務局までお願いいたします。(山口充子)

---

### 小西洋之議員との面談の件

海江田議員のご紹介により、療養費支給改善問題での面談を小西議員にお願いしております。しかし、いま国会で問題になっている、放送法に絡む「政治的公平」の案件で、小西議員が多忙を極めているとのことで、一段落したら、面談の段取りを取りますとのことです。決して忘れてないので、少し時間がほしいとのことでした。とりあえずの経過報告です。(理事 岩下幸卯)

## 業務執行理事 荒木文雄様ご逝去のお知らせ

代表理事 清水一雄

令和5年1月末日に荒木文雄様が逝去されました。

令和3年11月に奥様の元理事晶子様を亡くされてからも、精神的にも辛い中、理事として会の進むべき施策案の数々を提案してくれていました。

荒木様ご夫妻は会発足当時から会を支えていただいたことに感謝以外ありません。

はり・きゅう・マッサージの差別的医療行政に真っ向から異論を唱えた貴重なご夫妻でした。

残念で仕方ありませんが、これからも荒木様ご夫妻のご遺志を受け継いでいきたいと思えます。

どうか安らかに眠りください。



中野郁雄様作品

## 石井章参議院議員との対談（あはき問題国会質疑の件）

令和5年3月9日 代表理事 清水一雄

令和5年3月3日（金）14時から1時間程時間をとっていただき、はり・きゅう・マッサージに関して厚労省の理不尽な通知問題、保険者の患者を蔑ろにするような身勝手な取り扱い問題について当会から6名と患者代表としてNPO法人東洋医療を考える会山西俊夫理事長とで総勢7名にて、参議院議員会館を訪れ当会10周年記念誌、保険者による患者照会資料等を持参し、話し合いをしました。

石井章参議院議員が国会質疑で柔整、あはきの患者照会を取り上げていたことで首相答弁があり、朝戸慎治理事が石井議員へ早速問い合わせをしたところ誠意ある回答をいただき、その所以で藤田秘書、芝本秘書と連絡を密に行ったことで今回の場が実現しました。

朝戸理事は自ら取り扱う鹿児島県後期高齢者医療広域連合による患者への不当な照会による問題を提起し議事を進行しました。

私は挨拶として会の紹介と保険者による行き過ぎた療養費の受療侵害を話しました。

①会が出来た経緯として当時健康保険上、規制により返戻が多々発生し、不当な患者差別を受けていることに疑問を持ち差別撤回を目指してあはき師一人一人が集まり、1986年に東京都保険鍼灸マッサージ師会を結成、スタートしてから現在は一般社団法人鍼灸マッサージ師会として活動しています。

②当時、はり・きゅう・マッサージが健康保険対象とは知らなかった施術者が多く、私もその一人で、患者さんから健康保険の対象にならないかと言われ、保険者に確認したら償還払いによる保険の取り扱いが出来ることを知りました。

③現在に至って平成31年から、はり・きゅう・マッサージは受領委任になりましたが、それに統一されたのではなく、依然償還払いを保険者裁量で残している問題があり、保険者から患者宅へ最も悪質と思える照会文がこれです。ということでこの度は参加者全員がそれぞれの立場で発言し保険者による不当な患者照会を主に藤田秘書、芝本秘書も加わり躍動的な話し合いが出来ました。

石井議員からも次に繋がる提案をいただき、今後朝戸理事が連絡窓口になり進めていくことを約束しました。大きな手応えを感じています。

石井議員からも次に繋がる提案をいただき、今後朝戸理事が連絡窓口になり進めていくことを約束しました。大きな手応えを感じています。



## NPO法人 東洋医療を考える会からの報告

NPO法人 東洋医療を考える会 理事長 山西 俊夫

### 石井 章 参議院議員との懇談に参加して

日時：2023年3月3日 PM2時～3時 場所：参議院議員会館 石井章事務所

出席者：石井章議員、藤田秀治政策担当秘書、清水代表理事、橋本副代表理事、朝戸、奈須、久下、山口、山西

今回、毎土曜日に施術を受けている清水代表理事から、石井章参議院議員への請願で訪問する機会がある事をお聞きし、急遽調整を諮り患者の代表として参加させて頂きました。

当日はちょうど期限切れパスポートの発給受け取りに都庁に寄ってから、PM1 時半の待合わせ時間に遅れないように注意しながら永田町に向かいました。

毎週、町田と会社のある群馬県渋川との往復が習慣化しているわが身には、永田町までの地下鉄乗り換え、二つの深いエスカレータの乗り継ぎ、予測以上の地下移動距離の長さ、やっと地上に出たと思ったら、目指す議員会館が分からず（実は直ぐ隣にあった）、すっかりお上りさんになったなど自嘲気味。

おまけに、四つ角で立ちんぼの機動隊員に聞いたら違う建物を教えられる始末、さらにはやっとたどり着いた入口の手荷物検査で、三回も引っ掛かってゲートを往復しても、その都度アラームが鳴りっぱなしでやれやれでした。余程時間にゆとりをもって行かないと予期せぬ障害物が待ち構えているのが実情ですので注意しましょう。

想えば国会の議員会館への訪問は、故相葉先生がNPO医療を考える会の初代理事長をされている時に二回ありました。初めは相葉先生の患者さんだった小学校の女性教諭の紹介で、小池晃日本共産党参議院議員に請願した時でしたが、残念ながら時間の制約がある中、一応請願に耳を傾けてくれましたが、ずいぶんかかとの高い靴を履いているなどの印象しか残りませんでした。

二回目は相葉先生が応援しておられた板橋区選出の渡辺浩一郎民主党衆院議員（当時）。私の中学校の1年先輩だったこともあり親しく接していただきましたが、その後の党解散の事情もあり残念ながら進展はありませんでした。

そして今回三度目の正直である石井章日本維新の会議員への請願です。

今回は清水代表理事以下、社団の理事会で請願の資料をまとめてかなり準備をしての訪問であり、石井議員も「あはき」など業界の全国の事情に精通しておられる様子で、一時間の持ち時間を、我々の請願に対して正面から受け止めて、話のレベルがかみ合う事が出来ました。

氏いわく、何より日本維新の会は自民党と違い医師会とのしがらみがなく、困っている人にスポットを当て、弱者救済を目指している。

また今国会中に厚生労働委員会での勉強会を立ち上げ、厚労省の役人、議員でない者の出席も可とした旨の前向きな発言が有り、初めて実のある請願の会合が実現出来たと実感しています。

私見ですが、渡辺元議員と石井議員は民主党出身で、共に小沢一郎衆院議員の薫陶を受けている点で骨のある国会議員との印象を持ちました。

最後に、患者としての立場から発言する時間を与えてくれた先生方に感謝します。  
以上



石井議員を中央に懇談参加者



# 石井章議員(日本維新の会)と懇談のご報告

理事 朝戸慎治

令和5年3月3日(金)14時～15時 参議院議員会館にて石井章議員と懇談をしてきました。参加者は石井章議員、藤田政策担当秘書、当会から6名(清水代表、橋本副代表、久下監事、山口監事、奈須理事、朝戸理事)とNPO法人東洋医療を考える会の山西理事長の計9名でした。

## ・石井議員との懇談にいたる経緯

令和4年3月14日参議院予算委員会で、石井章議員は柔整あはきを受療している患者に対して、保険者が過度な患者照会をしており、柔整あはき師にとっては営業妨害に等しく問題である、として首相に質問されました。この質問に対して岸田首相は、

- ① **請求内容に疑義がある場合に**保険者が患者に対して事実関係を確認するための照会を行っている。
- ② 患者照会の**適切な実施方法を周知する**とともに、不適切な事例については**相談窓口**を設け、その実態を把握し、改善を図っている。と答弁しました。しかし、この首相答弁は実態と異なると思っ



た私は、会として全国47都道府県の後期高齢者医療広域連合に電話調査を行いました。その結果、明確になったことは、以下の通りです。

- ・請求内容に疑義がなくても患者照会をしている県がある事。(公文書と電話調査で確認)
- ・患者照会の基準も実施方法も保険者に周知されていない事。(公文書と電話調査で確認)
- ・保険者、厚労省に相談窓口がない事。(複数の保険者、厚労省、内閣府に電話で確認)

この事実を石井議員側に伝えたところご関心をいただきました。また石井議員側から柔整あはきが医療類似行為とされているのはおかしい、法律上も医療であることは明らかであり、今後はその問題にも取り組んでいく旨のお話がありましたので、意を同じくする当会としてはぜひ意見交換をしたいと思ひ、それが今回の懇談に繋がりました。

## ・患者照会をはじめ、鍼灸マッサージが抱える諸問題について懇談

懇談ではまず、清水代表から当会の10周年記念誌を議員に手渡し、当会の活動紹介と東京薬業健康保険組合が行っている悪質な患者照会の事例をお話ししました。東京薬業健保は、医師にまで電話をするなど、執拗に療養費を出さないようにしています。石井議員も頷きながら真剣な表情でその実情に耳を傾けておられました。朝戸からは、既述したような首相答弁のおかしな点を、資料を示しながら改めて説明させていただきました。

橋本副代表からは、東京都後期高齢者医療広域連合が行っている患者照会について、その一部を昨年改善すると約束したにもかかわらず、今年度もその部分が修正されていないこと。東京後期は、点検や患者照会の業務委託料を(株)オークスに年間5000万円以上払っているが、昨年度、不正などの発見で回収できたのは500万円程度であり、費用対効果の面から考えても患者調査をするメリットがない事。

また、保険者が「あはき」の患者に対して照会を熱心にやり始めた理由のひとつに、あはき療養費の不正が多いこと(H20年4月～H28年11月で5万5千件、9億5千万円)をあげているが、この不正



統計そのものがおかしい。

なぜなら、厚労省から不正の基準が示されておらず、各保険者によって不正の基準がばらばらであり、不正とされた事例を詳細に見ていくと、不正ではなく申請ミスも多数含まれているからである。つまり「あはき」療養費の不正件数と不正金額に水増しが行われている事等、石井議員には詳細に説明されました。

奈須保険部長からは、(橋本副代表からの「あはき」照会基準について厚労省からの提示はなく、

柔整と同一の基準にしている旨の発言を受けて) この「あはき」受療患者に対する照会は柔整の患者照会と同一の基準、いわゆる長期・頻回の患者に対して行われているが、柔整は骨折・脱臼・打撲・捻挫の急性期に対して施術をするのに対して、「あはき」は慢性疾患に対して施術をすることから、柔整と「あはき」が同じ基準であること自体がおかしく、そもそも慢性疾患なのだから長期になるのは当たり前であること。

また、患者照会により「あはき」療養費を削減できることを謳っている照会業務受託業者(株)メディブレーンのように、あはき療養費の削減を目的とした患者照会は、患者の「あはき」受療控えにつながり、患者の医療選択の自由や生存権を脅かすことになることについての説明がありました。

山口監事からは、学校教育の中で柔整「あはき」について学ぶ機会がない事。

医師もまた、医学部で東洋医学を学んでおらず、「あはき」への理解がない。知らないから同意書を書けない事にもつながっているとの発言がありました。

NPOの山西理事長からは、患者として東洋医療で健康を取り戻し、今も元気に会社の経営ができています。日本は東洋医学という素晴らしい医学をないがしろにせず、もっと医療として活用したら多くの国民が助かる、と患者さんの立場からご発言をいただきました。

### ・今後について

石井議員には、時に笑いも交え和やかながらも終始真剣に話を聞いていただきました。「自分たちには大きな企業も団体もついていない、票に結びつかなくて困っている人のために働くのが自分の信条。」との事で、我々にとっても勇気づけられる嬉しい言葉でした。

今後、日本維新の会では議員連盟を立ち上げ、厚生労働委員会では課長級を呼んで勉強会を行う、その席に当会も参加させていただけるとの事で、直接厚労省と話をすることができそうです。また、今回は私の差配が悪く、時間の都合で柔整あはきが医業類似行為扱いされている問題について話ができませんでした(資料を用意して準備して下さった久下先生には申し訳なく思っています)。

石井議員側は今後、弁護士を交えて勉強会を開催し大きな問題として取り組んでいくそうですので、この事についても議員の動向に注目したいと思います。今後も、石井議員にはご指導、ご鞭撻をいただきながら、あはき業界が抱える諸問題の解決にご協力いただけるとありがたいと思っています。

追記：その後、石井議員事務所の藤田政策秘書とお話しし、石井議員がテレビ入りで国会質問をする際に、あはきの患者照会の問題を「必ずやらせてもらいます。」との言葉をいただきました。質問内容を作成したら当会に内容の確認をお願いするとの事です。少し先の話になりますが、決まりましたらご連絡いただく事になっていることを最後にご報告させていただきます。

# 石井章参議院議員へのお願い

監事 山口富靖

石井章参議院議員殿この度はお世話になります。石井議員におかれましては、私どもより鍼灸あん摩に関して多く勉強されておるとお聞きしております。

我が国では、1958年国民皆保険制度の確立によって、自らが選択する保険医療機関で必要な医療を受けることができます。この制度は、現在では広く社会に浸透し、国民の生命と健康に対する安心を確保するために不可欠な社会基盤となっています。

本当でしょうか。特に東洋医学に関しては、健康保険料を収めて西洋東洋医学を問わず、医療を受けることができているのでしょうか。1945年から78年が経ちました。その間、学校教育で鍼灸あん摩柔道整復の医学を教わった日本国民はどのくらいでしょう。

さて、現状に戻りますが、1945年は日本国に取って敗戦となり、大変な時代でした。新日本憲法が1946年公布1947年に施行し、3つの基本原理に基づいていろいろな法律が出来上がりましたが、厚生省は従来通り、健康保険法87条、療養・療養費の給付の「その他」の中に、鍼灸あん摩の名称もなく組み入れた。だから、教育改革をしてほしいのです。

東洋医学も大学の医学部の科目の中に作って、西洋東洋医学を学ぶことでより良い医療を、国民に提供することができることは医療にたずさわる者として願うものです。また、マッカーサー発言令の鍼灸は野蛮な行為で禁止であるとの要望。及び、戦後の混乱期において無資格者の医療紛いの横行にかこつけて、昭和25年1月29日保発4号(団体協定禁止の通知)、「療術者の団体と契約の下に・・・」の通達がなされ、昭和26年に施術者にすり替えられた経緯があります。

鍼灸あん摩マッサージ師は、昭和22年法律第二百十七号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第一条 「医師以外の者で、あん摩、マッサージ・・・を業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という）を受けなければならない。」歴とした医療者です。

健康保険法上で「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テ（中略）保険者が必要アリト認メタルトキ」と示され、緊急性とあわせて保険者権限が強く意識されていたが、昭和55年(1980年)の法改正によって、現行の健康保険法87条の法条文に改正された。

その趣旨は「できる限り客観的に療養費の支給される場合をとらえることとし、保険者による裁量の余地をせばめることにより、被保険者の便益と負担の軽減をはかることとしたものである」と記して、現行の87条の旧条文である44条の2の条文を改正し、理由は、あくまでも患者保護の見地からであり、すなわち、必要に応じて療養費の請求を促すことで、抑制策をとっていた当時の療養費の限定運用を実態に合わせるための画期的な改正であった。

この法改正により、緊急性と保険者裁量は被保険者保護の見地から大幅に改善された。にもかかわらず、なぜか、はり・きゆう・あん摩・マッサージ・指圧に係る施術療養費支給申請については、この法改正の基本的沿革が無視され、身勝手な保険者権限が横行している。

厚生省は、保険者の横暴ぶりなどに、結局は保険者さんの判断ですからとそっけなく返される有り様です。これでは、78年という年歴が経っても、世界中の国々が鍼灸あん摩を率先して医療をしていることを鑑みると、日本国は遅れているとしか言えません。また、今回、お話しの中で、医師が鍼灸あん摩の医療を知らないから、同意書は書けない、整形外科医に頼まれると同意書は書けない等、また、裁量の権限があるから等、日増しに、患者が受けられる権利が侵されてきています。

石井議員には、お話しの中でより良い方向性を示していただければありがたいです。

# 財政プロジェクト会議は終了しました

財政プロジェクト 橋本利治

昨年9月から毎月財政改善のための会議を開催して立て直しを図ってきました、そして2月12日に報告会を開催し再建案を発表して代表理事に提出し終了いたしました。

この間、会議の席上ではヒートアップする場面もありました。

会の執行部としては精一杯やってきたとの自負も感じられましたが、結果責任は負わなければならない運命にあり、そのことを認識していないのではないかとこの意見の相違がありました。再建案として、新規会員の募集方法の提案、新規事業により将来的な展望も提言としてまとめました。

今後魅力ある新規事業の展開により外部施術者の取り込みも可能ではないかと思っています。

そして鍼灸マッサージ師会としては今まで会員の意見を聞く機会が無くて一方的に上位下達方式で運営されていましたが、今回のような形式で会員の意見を聞く機会を設ける道しるべを示しました。

そのことにより今回のように多くの意見が寄せられ一般会員の関心の高さを感じることができました。今回のアンケートで最後の備考欄には熱いご意見もあり大変ありがたく参考にさせていただきました。

この会議では鍼灸マッサージ師会は何を目指すのかにも触れて、組織の本質的な問題も浮き彫りにし、単なる財政改革だけではなくもう一度初心にかえて改善すべきとも触れています。

そのような問題に取り組みつつ新企画を実行するのは並大抵のことではありませんが、今こそ理事が一体となって取り組むべき機会だと思います。

また、会員の皆様にはアンケートという形でご参加いただき誠にありがとうございました。

アンケートには貴重な提言も多々ありました。その中で今の会の現状に手厳しい意見もございましたが、このようなご時世なのではないかなというような同情的なご意見もございました。

手数料値上げ案には反対票がやや多くありました。皆様のご意見が今後の運営に活かされるように頑張りますので、これからもご支援をよろしくお願いいたします。 (2023年3月9日)

## 感染防止に一番大事なものは「免疫力」

(久下勝通)

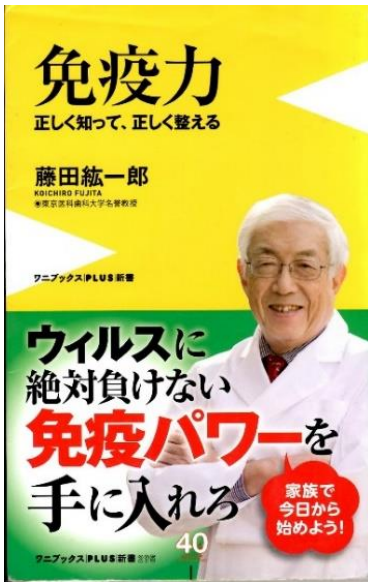
近藤誠医師は昨年8月に虚血性心不全で亡くなりました。近藤医師といえばみなさんもお存じのように、1996年に「患者よ、がんと闘うな」を出版、以後、抗がん剤、がん治療の問題点を指摘し、批判し続けてきました。

近藤誠がん研究所・セカンドオピニオン外来を開設し、患者の相談に対応する中で医療全般への批判を強めていったように思います。

すでにご覧になっている方も多いと思いますが、「治療の真実を知ろう！近藤誠の重要医療レポート」は、是非とも開いてみてください。この近藤医師が最後に書き続けていたのが「『健康不安』に殺されるな」ビジネス社出版です。







この本で近藤医師は「コロナ禍でわかった、からだを守る最強の武器は免疫」であるといい、免疫機能に障害を与える医療の問題を列挙しています。

また、免疫力の強化についていくつもの書作を発表している藤田絃一郎医科歯科大学名誉教授も、コロナが免疫力の強い人には手出しができないウイルスであると述べています。

○免疫力（正しく知って正しく鍛える）、○感染症と免疫力（腸内細胞博士が教える新型コロナ予防法）いずれも、ワニブックス PLUS 新書です。藤田医科歯科大学名誉教授は著書の「免疫力」の中で次のようにいっています。

「なぜ、感染しても無症状か軽症の人がほとんどなのでしょう。一方ではなぜ重症化し亡くなってしまっている人がいるのでしょうか。ここから見えてくる答えがあります。この新型コロナウイルスは個人

の持つ免疫力の影響が強いということです。新型コロナウイルスは、無差別に人を重症化に陥れているのではなくて、免疫力の強い人には手出しができないということです。」

さらに藤田先生は「今、日本には、恐怖と不安を強く感じさせる情報があふれています。けれども私たちは、新型コロナウイルスに対して何もできないわけではないのです。自ら免疫力を強化することを日々実践していけば、感染しても発症せずすむことが可能です。」

免疫力は生活改善のなかで強化できるのです。免疫力について理解を深めましょう。



## 渋谷区議会議員選挙に立候補のあはき師 鴻池かなで氏の紹介

令和5年3月10日 代表理事 清水一雄

今年4月23日に渋谷区議会議員選挙があります。1月末会事務所近くにお住いの鴻池氏が飛び込みで挨拶に来られ、松本ケアマネ管理者がいろいろ対応してくれたことで、早速私に連絡があり2月20日事務所にて面談しました。鴻池氏は医師の家庭で育ち東洋医療に関心を持ち東京医療専門学校を卒業され、あはき師の資格を得たとのことです。

2月12日に千駄ヶ谷社教館祭りでのマッサージ体験治療を受けられ、治療がとても良かったと感想を聞かせてくれました。政界へは初めての挑戦で自らも、あはき師であり東洋医療の素晴らしさを世の中に浸透させたい思いを語ってくれました。

私もあはきが健康保険制度上での差別問題及び医師の同意書拒否問題を話しました。鴻池氏は健康保険制度に組み込まれること等、あはきに関わることに尽力したいと語ってくれました。あはき師が政界に進出するのは少ない中の一人であり応援したいと思います。当選された暁には渋谷区から、あはきを国民医療にしていくことで連携していければと思います。※渋谷区在住の会員さんは是非投票に行かれ1票をご検討ください。



みんなが愛する渋谷から  
ともに奏でる日本の未来

このいけ  
**鴻池 かなで**

**経 歴**

- 1972年 愛知県刈谷市生まれ
- 1995年 慶應義塾大学卒業
- 1998年 東京医療専門学校卒業
- 2005年 起業し、有限会社を設立
- 渋谷区在住20年・会社経営18年・二児の母

**渋谷での活動**

- ◆きれいな渋谷プロジェクト代表
- ◆千駄ヶ谷鳩森 風と土の会 常務理事
- ◆公益社団法人 渋谷法人会 青年部会幹事
- ◆区内小学校 祖税教室講師
- ◆原宿表参道スーパーよさこい審査員
- ◆千駄ヶ谷×神二「and」編集部員
- ◆渋谷区デジタル活用支援員

渋谷サステナブル・アワード  
2020-2021 優秀賞を連続受賞

鴻池かなでの応援団！  
公式LINEにぜひ  
お友達追加をお願いします  
<https://lil.Link/kounoikekanade>

TEL 090-3901-7659  
MAIL [kounoikekanade@gmail.com](mailto:kounoikekanade@gmail.com)

## 施術で起こった不思議な事について考える

松本 泰司



私は医療にこだわりません。気持ち  
がいいマッサージをお願いします。

私は 31 歳頃からマッサージ師をしてきた。30 代は鍼灸とマッサージ師の資格だけでなく柔道整復師の資格を取るために働きながら通学していた。訪問マッサージの顧客の一人に整体師の男性 O がいた。私は一時期この無資格整体師と一緒にサウナで働いていた事がある。O は独立後予想に反して成功した。そして「1 回の治療で 2 万やるから出張に來いヨ」と上から目線で依頼してきた。不思議な事に O をマッサージした後は必ず一晩中一睡も出来なくなった。いつもは帰宅後疲れからすぐに熟睡するのであるが、O の施術後は布団に入って何時間経っても全く眠れないのである。

私は目をつむっているが、冷えた夜空の遠くから一つの目が冷ややかに、距離を持って一晩中私を見続けている視線を感じるのである。私は人生でこれ程冷たい視線を浴びた事はない。あの目はプロビデンスの目なのか?と思うことがある。その同じサウナに一番人気の女性無資格者 Y がいた。

私は以前勤めた都内のサウナでは指名トップを取っていたが Y には全く敵わないのである。昼から夜まですべて指名、私は何なのコイツと思っていた。『お客さん食わず嫌いですよ。一度指名を変えませんか。』などと思い暇をかこっていた。ある日珍しく Y の手が空いた。Y は私に「マッちゃん、3000 円出すから私をマッサージしてくれない?」と言った。私はいいですよと言ってマッサージをした。その晩布団に入った後不思議な事が起こった。仰向けで寝ているがお腹の中を何かが動き続けるのである。私は下痢をしたと思いつつも何度もトイレに入った。何回もトイレに行っても分かったが下痢ではなかった。見えない何かがゴロゴロと一晩中お腹を駆け巡った。その後 Y は再度私にマッサージをして欲しいと言った。私は怖くて頑なに断った。そうしたら Y が「私がマッちゃんを揉んであげる。」と言った。私は傍から見て Y が基本と外れた姿勢で施術をしているのに、何故こんなに人気があるのか知りたかったので揉んでもらう事にした。

その晩再び私のお腹の中を何かが一晩中駆け巡った。Y は客の邪気を自分の身に受け、それが溜まり過ぎると邪気を受け易い人間に分け流していたのだと理解した。その後 Y には一切近づけなかった。Y が諦めるまで逃げ回った。Y はある日、自転車同士でぶつかり暫く仕事を休んだ。Y はそれをきっかけに体調を大きく崩した。一度職場に復帰したが以前の力が完全に抜けていた。それだけでなく病的に太って歩けなくなり介護が必要になった。邪気を他者に排出できず溜まり過ぎて自身の身体に変調を来たした。まだ 40 代後半だったが職場と人生から消え去った。Y の力と神がかり人気の背後には何が取り憑いていたのだろうか。

新宿のサウナにいた時は、一緒に働いていた年配の女性マッサージ師が私に頻繁に施術を依頼した。現金をくれるので昼休みに揉んでいた。いつも壁のすぐ隣のベッドを指定してきた。昼休み照明を落とした薄暗い部屋でマッサージをした。白い壁に向かって揉んでいるとき和服で日本髪を結った若い女性の横からのシルエットが壁に映った。誰なんだろうと思った途端に消えた。その後このシルエットの女は現れなかった。気品のある横顔だったので、私が揉んでいたマッサージ師と縁のある霊とは思えない。

これ迄いろんな施術師を見てきた。患者の病気を自らの生命エネルギーの過剰消費で治療する施術者は早死にするのは確かな気がする。病気は邪気であり施術で受けた穢れを我が身に溜めてはいけない。



## 【海江田万里の政経ダイアリー】2023. 2. 28号

### ★2023(令和5)年度予算が衆議院で可決されました★

本日の衆議院本会議で、2023(令和5)年度予算案が賛成多数で可決成立しました。予算案の審議を見る限り、多くの国民が期待する「熟議の国会」からはほど遠い審議内容でした。予算委員会では現在の日本が抱えている内外の諸課題についての議論が、行われます。私は特に2つの問題に注目していました。一つは人口減少に対してどうブレーキをかけるか。子ども予算の問題です。もう一つは昨年末に閣議決定した「安保三文書」に関しての防衛予算の問題です。

岸田総理は、「所得倍増」を唱えた池田勇人元総理の流れを汲む「宏池会」の派閥の領袖であることからでしょうか、「倍増」のキャッチフレーズがお好みようです。就任早々「資産倍増」を唱え、それが上手くいかないとみると「防衛費倍増」、そして今度は「子ども予算倍増」です。

「防衛費倍増」については今後5年間で4.3兆円の防衛予算を確保と施政方針でも明言しました。この方針を受けて2023年度予算では、前年比2.7%増の6兆6000億円の防衛関係費を計上していますが、全体の4.3兆円は、必要な費目ごとの経費を積み上げた金額ではなく「最初に数字ありき」であることは総理自身も間接的に認めています。一方、「子ども予算倍増」については、何を基準にした倍増かと問われると、「最初に数字ありきではない」と答弁しています。これではダブルスタンダード、悪く言えば「二枚舌」です。

防衛関連費について、予算委員会で議論になったのは米国から購入するトマホークミサイルの数です。1月30日の予算委員会で立憲民主党の岡田委員が「5年間で何発買って、トータルでいくらぐらいになるか？」と質問したのに対して、浜田防衛大臣は「手の内を明らかにしない」と答弁していたのが、2月27日の委員会で同じ立憲民主党の後藤(祐)委員の質問に対し「最大400発」と答弁しました。最初の質問から約1か月経っています。これでは議論が深まるはずありません。

ちなみに、立憲民主党の防衛費増額に対する考え方は、「わが国が直面する安全保障関係の変化に鑑み、真に必要な予算について積み上げた結果、防衛費の一定の増額につながったとしても理解できる」としています。

現在の日本は、エネルギー価格、食品などの価格、原材料や仕入れ価格の高騰によって消費者や中小企業はかつてなく困窮している状況下にあります。今回の予算案審議の中で、一部ではそうした議論も行われましたが、予算委員会全体の議論としては低調なまま終わってしまったとの感をぬぐえません。例えば、物価については、政府は現在の4%を上回る上昇率も、今年の半ばからは低下するとの見通しを述べていました。しかし、その根拠についての説明はありませんでした。物価の上昇率は対前年比ですから、昨年のロシアのウクライナ侵攻を機に顕著になった物価の高騰は、今年はそれ以上に上がらないだろうというのでは何の解決策もないまま、国民生活の厳しさは続くこととなります。

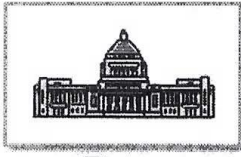
なお、今回の予算の採決に際して、本年(2022)度予算には賛成した国民民主党は同党が強く主張した「賃上げ」に対して、予算案が十分な手当てを行っていないことを理由に反対に回りました。

明日から、参議院で2023(令和5)年度予算案の審議が始まります。参議院で「防衛費」「子育て」「物価対策」などの課題について、さらに議論を尽くしてもらいたいものです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2023.3.11 発行 Vol.158

発信元: 牧島かれん事務所

# 月刊 政治かわら版 牧島かれん国政報告

\*地元事務所 TEL:0465-38-3388 FAX:0465-38-4400  
\*会館事務所 TEL:03-3508-7026 FAX:03-3508-3826

NTVが春めてきまに。東日本大震災から12年。  
改めて災害への備えを確認したいところ。

## ■ 本を出版したい! →

その後、大塚時代を振り返りつつ、日経BP社刊  
『日本はデジタル先進国にたっかいるのか?』を出版  
したい。せめて近くの書店にてお求めいただくと幸いです。

「今からDXについて聞きたいと思っていたが、本を読んだら基礎から分かる!」  
「デジタルのITの事の中身を知らないと」の声もいただいていた。

ネットでも購入いただけるので、多くの方にお読み頂き、ご感想と  
お問合せいただけると幸いです。

## ■ ジビエの加工場が松田町にできまに

わたなげ漁師としても地元の里地里山を守るために鳥獣被害対策に  
力を入れています。自家消費していたイシイ、鹿の肉を「ジビエ」として高品質  
にする。野生動物を大事にしたい。と、思いだすようになりました。地元で  
加工場を作ること大きな目標にしてきましたが、2月に松田町に加工場  
が完成しました! 貝殻路拡大にも努めていきたいと思っております。

時節柄ご自愛下さい。(2023.3.8) 衆議院議員 牧島かれん





R05年 3月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切 石井章参議院議員との面談 参議院会館(14:00~15:00)
4	土	申請業務
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	保険部会(19:00~21:00)
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	NPO 理事会(10:00~12:00) ケアマネ会議(13:30~15:30)
20	月	事務局会議(13:00~15:00) ウーベル保険4月加入申し込み締め切り
21	火	春分の日
22	水	編集会議(13:00~14:00)
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	理事会(13:30~16:30)
27	月	
28	火	
29	水	支給明細などの発送
30	木	
31	金	療養費の振り込み

R05年 4月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	申請業務
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	事務局会議(13:00~15:00)
18	火	編集会議(13:00~14:00)
19	水	
20	木	国民の会役員会(18:30~20:30) ウーベル保険5月加入申し込み締め切り
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送 体験マッサージ(13:00~15:00)
28	金	療養費の振り込み
29	土	
30	日	

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会